

第7回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

1. 日時 平成27年5月21日（木） 13:30～15:45
2. 場所 大手町サンスカイルーム24階E室
(東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル24階)

3. 出席者

【メンバー】 (敬称略、五十音順)

- 北野 大 淑徳大学人文学部 教授 [座長]
- 亀屋 隆志 国立大学法人横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授 [座長代理]
- 村山 武彦 東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授 [座長代理]
- 浅田 聡 一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会 製品化学物質管理部会 副部長、
トヨタ自動車株式会社
- 有田 芳子 主婦連合会 環境部長
- 井上 啓 特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事
- 片木 敏行 一般社団法人日本化学工業協会、住友化学株式会社 理事・生物環境科学研究所長
- 木内 岳志 農林水産省 大臣官房 環境政策課長
- 北島 智子 環境省 総合環境政策局 環境保健部長
- 橋高 真佐美 オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 運営委員
- 倉持 憲路 厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室長
- 崎田 裕子 ジャーナリスト 環境カウンセラー
- 庄野 文章 一般社団法人日本化学工業協会 常務理事
- 高松 和夫 日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用対策局長 【欠席】
- 谷口 靖彦 大阪府 環境農林水産部 環境管理室長
- 中下 裕子 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長
- 中地 重晴 熊本学園大学 社会福祉学部 教授
- 森下 哲 環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課長
- 森戸 和美 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長
- 二村 睦子 日本生活協同組合連合会 環境事業推進部長 【欠席】
- 山内 輝暢 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長
- 山田 真理子 電機・電子4団体 製品化学物質専門委員会 委員長、富士通株式会社
- 山本 喜久治 日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC 総研代表

4. 議題

■ 前回政策対話の振り返り

■ SAICM への取組状況及び今後の進め方について

(1) SAICM への取組状況の点検報告書(案)について

(2) SAICM 国内実施計画の見直しに係る今後の方針について

■ 国際化学物質管理会議 第2回公開作業部会 (ICCM/OEWG2) の結果報告

■ その他

5. 議事

5. 1 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、第7回化学物質と環境に関する政策対話を開催いたします。

最初に、今回から新たにご参加いただくメンバーを紹介させていただきます。

電機・電子4団体におかれまして、宇佐美亮様にかわりまして、新たに富士通株式会社環境本部グリーンビジネスイノベーション統括部グリーンプロダクト推進部マネジャー、山田真理子様にご参加いただいております。

○山田氏 電機・電子4団体の製品化学物質専門委員会の代表で参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく願いいたします。

また、日本石鹼洗剤工業会におきまして、角井様が同工業会環境委員長の任期満了に伴い交代されておりますが、後任の方は近日就任予定とのことで、本日はご欠席となっております。

ほかに本日ご欠席の方といたしましては、日本労働組合総連合会、高松和夫様、日本生活協同組合連合会、二村睦子様からご欠席のご連絡をいただいております。

お手元の資料の議事次第の次に出席者一覧、座席表がございますので、そちらもあわせてご参照ください。

事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課と弊社みずほ情報総研となります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、この政策対話は公開で開催しておりまして、本日プレス取材の方々も傍聴席においでになられておりますので、その点を申し添えさせていただきます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料の議事次第の裏面に配付資料一覧を記載しております。こちら、資料一式がお手元におそろいかどうかご確認いただけますと幸いです。資料1、資料2-1から資料2-5、資料3、資料4-1から4-2、あと参考資料の束となっております。本日は議題が盛りたくさんとなっております、個別のご紹介はいたしませんので、途中でも結構ですので、不足等ございましたら事務局までお申しつけいただければ幸いです。

また、一般傍聴の皆様には、入場時に本日のご感想などをご記入いただくアンケート用紙を配布しておりますので、お帰りの際にご記入いただきまして、受付までお渡しくделаいただきますようお願いいたします。

続いて、参考資料1をご覧ください。

参考資料1に政策対話の設置要綱を記載させていただいております。参考資料1の束になっているのでございます。こちらに関しまして、先ほど冒頭に述べましたとおり、構成メンバーが一部変更となっておりますので、設置要綱の裏面にある別紙、構成メンバーを修正させていただいております。これまでと同様に、今回も1ページ目の設置要綱の改定日は変更せず、裏面の構成メンバーの日付のみを変更とさせていただいております。この変更の仕方につきまして特段のご異論がなければ、1ページ目のタイトルにある設置要綱（案）の案をとらせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、案をとらせていただきます。こちらで参考資料1を確定させていただきたいと思います。

また、もう一度冒頭の資料、議事次第に戻っていただきまして、本日の議事次第の概要を簡単にご紹介させていただきます。

本日の議題は大きく4つございまして、1つ目が前回政策対話の振り返り、2つ目が前回の続きでSAICMへの取り組み状況及び今後の進め方について、3番目の議題が国際化学物質管理会議第2回公開作業部会の結果報告、そして、最後、その他としまして内分泌攪乱作用及びバイオサイドに関する環境省の取り組み状況についてご報告をさせていただくという大きく4つの議題をご用意させていただいております。

それでは、ここからの議事進行を座長の北野先生をお願いいたします。

○北野座長 承知しました。

それでは、早速ですが、まず前回行われました政策対話の振り返りを行いたいと思います。資料1にまとめてありますので、事務局から簡潔にご説明をお願いします。

○事務局 承知いたしました。資料1について簡潔にご説明させていただきます。

前回政策対話におきましては、SAICMへの取り組み状況及び今後の進め方としまして、前回のSAICM国内実施計画の各ステークホルダーにおける取り組みの進捗状況について素案をご報告させていただきました。それについて、国における取り組みの進捗状況及び地方公共団体における取り組みの進捗状況などについてそれぞれご意見をいただいております。こちらのご意見につきましては、資料2の修正ともかかわってくる部分でございますので、後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

2ページ目では1点修正がございまして、上から2つ目の星印のところ、「届出外排出量の推計については、イギリスも少しやっているが」となっておりますが、ここオランダの間違いでございます。大変申しわけございません。修正していただければと存じます。

また、総合討論としまして、リスクを検討するだけではなく、教育の問題も今後は話し合っていくべき、また、B to Cの情報伝達、消費者への情報伝達もしっかりやっていくべき、さらに、消費者から化学物質に関する問い合わせがあったときの対応方法、また、リスクコミュニケーションを今後どう進めていくか、そういった点についてご指摘がございまして、それらにつきましては、今回は時間の関係上議題とできませんので、また次回以降、引き続き議題とさせていただきたいと考えております。

以上が資料1の振り返りでございます。

○北野座長 ありがとうございます。

前回の政策対話でいただきましたご意見につきましては、この後の議事2で行いますSAICM国内実施計画の点検報告書（案）、そこに必要なところは反映されておりますので、議論につきましては、そちらのほうと一緒にいったらいかかと思いますが、特にこの資料1についてご意見が特別にございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事2でこの辺がどのように反映されているか、それを中心に説明いただきますので、そこでまたご検討、ご議論ください。

それでは、次の議事2に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、資料2-1から2-4までご説明をさせていただきます。国、地方公共団体、産業界、労働団体、市民、NGO、NPOのそれぞれのステークホルダーにおける取り組みの進捗状況についてまとめたものをご用意させていただいております。こちらの資料は、基本的には前回政策対話と同様の資料となっておりますので、前回からの修正点のみを中心にご説明をさせていただきます。

まず、資料2-1、国の取り組みについて説明させていただきます。

13ページ目を開いていただけますでしょうか。

13ページ目の上に J a p a n チャレンジプログラムの取り組み状況の説明がございます。こちらにつきまして、前回 J a p a n チャレンジプログラムで収集したデータが国際的に活用されることはないのか、海外に提供されているようなことはないのか、というご指摘をいただきまして、その後追加調査を実施した結果、 J a p a n チャレンジプログラムの一番下の段落、「また」以降の部分でございますが、「これらの情報収集に加え、4物質についてはOECD/H P Vプログラムへ情報提供等がなされており、国際的な貢献も行われた。」ということが確認されましたので、この部分を追加させていただいております。

また4-2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

負の遺産への対応に関する取り組みという箇所でございますが、こちらについて底質に関する部分は追加すべき事項はないのかというご指摘を頂いておりましたが、その後追加すべきことがあるかどうか持ち帰って確認をさせていただいた結果、国による取り組みはほぼ完了しており、現在は地域ごとに各地方公共団体が取り組みをされているということでしたので、地方公共団体の取り組みという位置づけで整理をさせていただきました。よって、こちらについては、特に追加事項はございません。

資料2-1の修正は以上となりまして、続きまして、資料2-2、地方公共団体の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前回までは47都道府県の取り組みを都道府県ごとの個票を束ねたような形で、見づらい形でまとまっておりましたので、委員のメンバーの方からベストプラクティスを抽出するようなまとめ方をしてはどうかとご指摘いただきました。それを踏まえまして、今回47都道府県及び20の政令指定都市を対象に、各地方公共団体が独自に取り組まれている取組が全体のどれぐらいの割合になるのか、という統計的な整理と、独自の取組がされている場合の個々の内容を個別に幾つかご紹介させていただく、という形式に改めさせていただいております。そのご説明をさせていただきます。

資料2-2の3ページ目をまずごらんください。

地方公共団体における取組としましては、国の法令に基づく取組は各地方公共団体で当然実施されておりますので、地方公共団体独自に取り組まれている項目を幾つかピックアップしまして、それらが全体のうち何割ぐらい実施されているのか、という整理をしております。4ページ目以降、順に説明させていただきます。

まず、2-1から2-3までが上乘せ・横出し基準や内分泌攪乱物質、残留性有機汚染物質に関する独自のモニタリングの実施状況を割合、という形で示しております。6ページ目にまいりまして、今度は農薬・ゴルフ場除草剤に関する独自の取組をされている割合を示しております。2-5に関しましては、PRTR制度において独自の届け出項目ですとか、対象事業者の範囲を拡張したり、対象化学物質を拡張したり、そういった取組をされている公共団体の割合を示しております。また、2.6ではリスク評価等に関する取組がどれぐらいの割合でなされているのかという割合を示しております。管理計画策定や管理指針を策定している公共団体数のほか、事業者にリスク評価の実施を求めている公共団体、また、公共団体自身が独自にリスク評価をしている割合といったような形でまとめさせていただいております。

8ページ目にまいりまして、今度は情報公開・リスクコミュニケーションに関する取組、ウェブ上、セミナー、リスクコミュニケーションなどの推進に関する取組の実施割合をまとめております。また、2.8の研究開発活動や、2.9の普及啓発・人材育成に関する割合もまとめているほか、最後に2-10としまして、防災安全に関する取組を実施している割合もまとめております。

以上が全体の実施割合に関するまとめでございます、10ページ目以降が独自性の高い取組の具体的内容を示しております。

現時点で8件を掲載させていただいております。岐阜県によるアイガモロボットですとか、熊本県による水銀フリー社会の実現へ向けた取組、また、13ページ目にまいりまして、広島県におけるカキの生態モニタリング、3.4、滋賀県による化学物質の影響把握と総量リスク評価手法の検討、3.5、川崎市による化学物質の環境リスク評価の推進、3.6、14ページ目にまいりまして、東京都による震災時の化学物質管理対策、3.7、大阪府による震災時の事業者における化学物質管理対策の推進、3.8、大阪府によるリスクコミュニケーションの取組といった8件を独自の取組ということでピックアップさせていただいております。

また、最後の16ページ目には都道府県と政令指定都市ごとにそれぞれの取組がどれぐらいの割合で実施されているかという統計表もあわせてお示ししております。

続きまして、資料2-3、業界団体、労働団体についてですが、こちらにつきましては、特に変更はございませんので、省略をさせていただきますが、冒頭の「はじめに」というところを追加させていただいております、今回の点検の対象とさせていただいたのがSAICM国内実施計画で取り組み例が記載されている団体である旨を記載しております。

同様に資料2-4、市民・消費者団体、NGO/NPO編につきましても、記載内容には特段変更は

ございません。こちら冒頭に「はじめに」を追加しただけの修正となっております。

以上が資料2-1から2-4のご説明となります。

○北野座長 ありがとうございます。

膨大な資料ですが、座長としては資料2-2、公共団体の件を大変うまくまとめていただき大変わかりやすくなったと思っております。ありがとうございます。資料2-1につきましては、前回のご意見を踏まえて一部追加したという程度ですが、これ全部各ページをここでめくっている余裕はないので、先生方、委員の皆さん方にご検討いただく視点としては、今回用意する点検報告書、これにさらに追加すべき事項があるのか、ということだと考えています。または修正すべきところがあるかと、そんな視点からご意見があれば、十分時間はありますので、言っていただきたいと思っています。それが終わった後で、これはまたICCM4のほうで日本からプレゼンするわけですけれども、我が国としてどの辺を売りにするか、どこを強調するかという点について先生方からご意見いただければ、事務局としても大変参考になるかと思っています。

とりあえずその2点の視点から、現在手元にあります資料2-1から資料2-4について、どの資料でも構いません、特に資料2-2については大阪府の谷口さんもいらっしゃいますし、それぞれお立場から結構ですので、追加すべき点や修正すべき点がありましたらご意見いただければと思っております。

浅田さん、お願いします。

○浅田氏 どうもありがとうございます。質問というよりは、表現の仕方で検討をお願いします。資料2-1の71ページの水銀条約に関する部分です。ご存じのように、今国会で水銀条約の批准承認と国内担保法の審議が進められています。この資料を事務局に提出するタイミングでは、両者とも承認されていると予想されますので、最新状況を反映した形での記載をお願いします。また可能ならば、枠組みの中でわが国がどの部分で目標を達成しているか記載していただけると、わが国の努力や貢献がみえるようになると思います。ご配慮いただくようお願いいたします。

○北野座長 ありがとうございます。何か森下さん、ご意見ありますか。

○森下課長 ありがとうございます。しっかり日本の貢献が見えるように時点修正をさせていただくようにしたいと思います。今、衆議院でちょうど法案について審議いただいているという状況でございます。ありがとうございます。

○北野座長 ありがとうございます。できるだけ最新の情報を持っていくということをお願い

しておきたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

中地さん、どうぞ。

○中地氏 中地です。

座長の北野先生から資料2-2についてうまくまとめてもらってとのコメントがありましたが、前回、各都道府県、政令市のアンケート結果の個票がついていたのですけれども、せっかくまとめてもらったのであれば、それをつけていただきたいというのが1点と、あとは、優良事例ということで幾つか独自性の高い取り組みというのでありますが、資料の10ページの岐阜県によるロボットを活用した化学合成農薬使用量削減への取り組みに関してはまだ実用化を目指した研究段階というふうに書いてあり、既に実用化されているのであれば優良事例として挙げてもいいと思うのですけれども、研究段階のものまで入れるのがいいのかどうかというのは、ちょっといかなものかと思いました。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。2つご指摘がございました。資料2-2について、附属資料、参考資料といいたしましょうか、前回いただきました各都道府県、公共団体別の個票みたいなものを後ろにつけておいたらいかがだろうかと。今回はまとめたものが出来ていますので、それはまた見直しということでつけておけばよろしいかと思います。

それから、もう一点は10ページに関して、研究段階であり完成していないものをどこまで入れるかという点です。これは考え方の問題ですけれども、どうでしょう。これは正しい、正しくない、の問題ではなくて、考え方の問題で、私自身はこういう取組をしていることを評価するし、ぜひ完成してほしいという期待を込めてここで記述するのは結構かなと思ったのですが、ほかの委員の先生方、別のご意見があれば、また先生方のご意見を踏まえて考えますが、いかがでしょう。

井上さん、どうぞ。

○井上氏 井上でございます。

2点ほどちょっとお願いしたいのですが、今のロボットの話は、ちょっと僕はどうかと感じました。実際に自分たちで田植えをやっている経験から見て、こんな高価なものを田んぼに持ってきて経済メリットは出るのかと思うし、ただただやっているというだけの事実を書いても余り意味がないといいます。アイガモのほうがずっと実用性があるわけですから、そういう意味で、こういう事例がいいのかどうかというのは、ちょっと僕は疑問に思います。

それからもう一つは、この2-2に個票をつけていただくということで私も賛成なのですが、特にリスクコミュニケーションに関しては、実態がよく見えないのですね。やったという事実だけあっても、実質問題として本当にコミュニケーションとして成り立っているのかどうかというのは、評価する上で十分ではないような気がするので、もう少し各公共団体でやられた結果としてどうだったのか、何か調査ができないだろうかと思いました。それをぜひ我々も知りたい。私たち自身がリスクコミュニケーションの一つの手法を通じて、いろいろ各地でやらせていただいているわけですが、その参考にもさせていただきたいと思うので、もうちょっと具体的なものがほしいなと思う。その結果をつけるかどうかは別としても、私としてはそういう興味を持っているということです。

○北野座長 ありがとうございます。最初のアイガモロボットですが、いろいろご意見ありますが、この辺、多数決で決めるものでもないし、ぜひ実用化できればと思っているし、PRにもなると思うので、特段どうしても嫌だという意見がない限り、独断ですけれども、入れてよろしいでしょうか。

2つ目のリスコミにつきましては、確かに実施したというのはあるのですね。多分実施主体は公共団体が主にやっていると思うのですが、公共団体から大体アンケートをとっているはずですので、そのアンケートというのは、公共団体側がどう評価しているか、それから、参加者がどう評価したか、というようにアンケートをとっています。ちょっとお手数ですが、実施したという公共団体につきまして、アンケート調査の結果、細かい数字は要りませんから、満足しているのか、どの辺が問題であると認識しているかと。それを主催者側、両方が主催者といってもいいのでしょうかけれども、例えば公共団体側、企業側と住民側、生活者側というか、そういうような形の両方のアンケートを実施していないか、ちょっと確認していただいた上で、リスクコミュニケーションにつきましては、回数という量的なものに加えて中身の質的なものをちょっと解析できれば大変ありがたいと思います。いいご意見、ありがとうございました。

ちょっと事務局お手数ですが、その辺について確認できますでしょうか。

○事務局 追加で確認をさせていただきます。また改めてご報告をさせていただきます。

○北野座長 そういうことでよろしいですか。

有田さんですか、次。

○有田氏 確認のための質問です。この個票をつけるということで、オープンにするということなどは、情報を収集するときに説明してあったのでしょうか。使用方法などの確認をしたのか気になりました。行なっていない様でしたら確認をした方が良いので確認をお願いします。

○北野座長 確かに個票をつけますと、前回ありましたように、公共団体の取り組み状況にかなり差が見えてくるわけですね。意気込みの差が出てきて、それが結果的には失礼になってはいけないことはあるのですが、その辺、もちろんつける、報告書に載せるということ以上はやっぱり公共団体の理解を得ないといけないのかなと。私としては理解を得ながらつけていくのがいいのかなと思ひまして、どうしても嫌だということについては、載せてはいけないだろうと。そもそもそういう目的でお願いしたわけではないので、森下さん、どうぞ。

○森下課長 ありがとうございます。公共団体の方々にもう一度例えばウェブサイト上で個票を発信するというを前提にちょっと見ていただいて、書ける範囲でご確認をいただくという段取りを踏ませていただけないか、検討したいと思ひます。公共団体の前回回答してくださった担当者によって、どれぐらい書けばいいのかの度合いにおいて、ばらつきがあると思ひますので、相談させていただきながら、報告書本体というよりも、むしろウェブサイトのほうで例えば見ていただくとか、ちょっと別の扱いをさせていただければありがたいと考えております。

○北野座長 よろしいでしょうか。公共団体の了解を得ながらということ。

橘高さん、お願いします。

○橘高氏 橘高です。

2.7の情報公開・リスクコミュニケーションのところで、真ん中がセミナーによる環境行政の取り組みや統計情報等を紹介している公共団体数となっていて、その隣がリスクコミュニケーションの推進等の取り組みを実施している公共団体数となっています。そして、15ページの3.8のところでは、大阪府によるリスクコミュニケーションの取り組みの事例が出ていて、これはセミナー等ということで照会されているようにも読めるのですが、先ほどの真ん中のセミナーにより環境行政の取り組みや統計情報等を紹介しているというのとリスクコミュニケーションの推進等という切り分けが、わからないので、例えばもう少しリスクコミュニケーションの推進等の中に何が入っているのか事例、こういうものをリスクコミュニケーションの推進というものに入れて、というのを明示していただければいいと思ひました。

○北野座長 ありがとうございます。8ページの2.7ですね。2行目以下ですか。リスクコミュニケーションの推進等、その等のところ具体的に書いたらよろしいと、そういう提案ですか。

○橘高氏 そうです。セミナーによる環境行政の取り組みの紹介とかもリスクコミュニケーションというふうに整理することができるのかと思ひまして、線引きがよくわからないので、も

う少しそこを説明していただきたいという趣旨です。

○北野座長 事務局、8ページの2.7ありますね。3つの円グラフがあるのですが、分け方の説明を最初にしていただけませんか。

○事務局 まず、セミナーによる環境行政の取り組みや統計情報等を紹介しているという点についてなのですが、こちらにはリスクコミュニケーションは入らず、環境行政の取組ですとか統計情報などを紹介しているという事例となります。リスクコミュニケーションの推進等に関しては、まずセミナーでどうやってリスクコミュニケーションをするのか等の講演も含め、後者のリスクコミュニケーションに分類されるというような位置づけで事務局のほうでは整理をさせていただいております。

ただ、リスクコミュニケーションの推進等というところの中身が先ほどもご指摘がございましたとおり曖昧なところがございますので、具体的な内容がどういったものなのか、また、その満足度はどれぐらいなのか、中身的なところにも踏み込んだ形で再度整理をさせていただかないか検討させていただきます。

○北野座長 ありがとうございます。よろしいですか。では、そういう形でリスクコミュニケーション等の推進のところですが、もうちょっと具体的に中身の説明を入れてください。先ほどもあった質といいますか、満足度みたいなものを入れられないか、ということです。

中地さん、どうぞ。

○中地氏 追加で申しわけないのですが、資料2-2の一番後ろの16ページ、別紙、各公共団体における取り組みの全体集計結果が出てくるのですが、都道府県からは4件どうも足し算すると未回答なので、未回答は4公共団体というふうには書かないと、これを見て単純に割り算して何%みたいなことをすれば数が合わなくなりますので、公表の仕方の工夫をお願いします。

○事務局 失礼しました。先ほど申し損ねてしまったのですが、全体で47の都道府県と20の政令指定都市、67公共団体が母数なのですが、集計をした段階で63の回答を入手しており、昨日夜遅くに残り4件を回答頂き、印刷が間に合わず、集計に入っておりません。このような理由で最後まで切れなかったのですが、最終的には割合として示すまでもなく全数調査はできておりますので、その結果を改めてご報告させていただこうと思います。

○北野座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、中下さん、お願いします。

○中下氏 資料2-1の国の素案に関してですが、48ページのところに未説明の問題への対応という項目があり、幾つか対応が記載されているのですが、SAICMの国内実施計画の中に

は、今後検討すべき課題ということで、未解明の問題への対応という項目もありましたけれども、今後検討をすべき課題という項目があったと思います。それについては、進捗の報告が確認できないが、今の未解明の問題への対応の中に若干、例えば殺虫剤であれば調査をしているとか、そういった記載として触れられているのですが、やはり今後の課題でもあるので、今後の課題の項目へ、どこまで進捗しており、何が問題なのか、という点を明らかにしていただいたほうが国内実施計画との関連でもわかりやすいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○北野座長 森下課長、お願いします。

○森下課長 ありがとうございます。SAICM実施計画の中で今後の課題と書かれている部分は非常に重要なパートだとも認識は私どももしております。それで、そこに書かれてあることに対して、今政府がどう取り組んでいるかということがまとめられているのがまさにご指摘の48ページ以降の中身になっておりまして、この書きぶりは環境基本計画の点検と同時並行で進めてきた背景があり、このようなくくりとなっております、それをベースに書かせていただいているということで、その点はぜひご理解をいただきたいと思っております。

ただ、どんな取り組みを実際やっているのかという情報もしっかりと共有させていく努力も必要だと思っておりますので、今回、駆除剤ですとか前回質問もいただいた内分泌の取り組みも含めて情報提供させていただきながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○北野座長 どうぞ。

○中下氏 追加の質問で、今後検討すべき課題と書かれていた国内実施計画の中のいわゆるシックハウス問題なのですが、今調査中でこれから対策、検討されるということでしょうか、シックハウス問題については実態調査等を実施して、その結果を踏まえて所要の検討を行うように国内実施計画には記載されていますが、こちらの進捗状況はどこに書かれているのでしょうか。

○事務局 17ページ目をごらんいただけますでしょうか。17ページ目に室内空気汚染に関する取り組みということで、厚生労働省の取り組みが紹介されております。

○中下氏 わかりました。ありがとうございます。

○北野座長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

どうぞ、庄野さん。

○庄野氏 きのうの夜から全般的に拝読をさせていただきまして、大体うまくできていると思うのです。ICCMに向けて対応準備を着手した時点から今年のおそらく9月末から10月にかけて

行われるジュネーブのICCM4に向けた最近までの過程で、UNEP等の取組でいろんな進捗があったと思います。そのような点で、非常に雑駁な意見なのですが、78ページ以降あるいは79ページ以降の取り組み状況の総括と今後の課題というのが、現在のICCM4に向けた準備の会議の内容と一致しているのかどうか気がになります。ざっと見た感じは現状と一致しているのですが、特に、ICCMで議論されているのはエマージングイシューの問題なのですが、この辺のカバーができていないかどうかなんかだけ教えて欲しいです。その点を反映していなかったとしたら、ある程度それを意識した文書体系にされたらどうかと思います。

私は、日本は十分にコンテンツできていると思いますので、それをいかにうまく反映させるか、対外的なアピールも含めてご検討いただければいいのではないかと思います。

○北野座長 ありがとうございます。今の庄野さんのご意見について、どうでしょう。ICCM4との関係においてということですが。

○森下課長 ありがとうございます。後ほどICCM4に向けた会合についてもご報告させていただこうと思います。伺っている限り庄野さんがおっしゃるような点も、非常に大事なイシューだと感じた次第です。Emerging Policy Issuesで今取り上げられてきているのは、内分泌攪乱化学物質や、環境中医薬品というものが新たに出てきていると思いますけれども、それらに関して記載できるようなことを少し書けないか検討するのが良いかもしれません。ちょっとその辺、関係省庁の皆様とまたご相談も必要かと思いますが、少し持ち帰らせていただきたいと思います。

○北野座長 そういうことでよろしいでしょうか。また後ほどICCM4については議論する時間があると思います。

中地さん、よろしいですか。

○中地氏 資料2-1の80ページの未説明の問題への対応というところにPCB廃棄物について、処理期限よりも一日も早く処理を完了させるべく云々、というような文章があるのですが、これは項目を1つ上か下に変更するべきだと思います。この項目ではないと思うのですが、安全・安心の一層の増進か、ライフサイクル全体のリスクの削減になるのか、どちらかに入ると思うので、ご検討ください。

○北野座長 そうですね。ありがとうございます。入れるところを変えましょう。安全・安心へ移していただきましょう。

崎田さん、どうぞ。

○崎田氏 ありがとうございます。余り修正というところまでの話ではありませんが、今の資

料の最初の2-1の59ページあたりからリスクコミュニケーションの一層の推進というところではいろいろ情報があるのですが、例えば最初に出ているアンケートに関して、これは平成22年のアンケートなのですが、例えばもう少し最近の調査がないのかなとか、自身で調べてくればよかったのですが、例えば環境基本計画に関して毎年調査をしている中で、この化学物質に関する言葉が入っていれば、それを経年変化で載せていただくとか、何かもう一歩そういうデータがないかと感じました。

なお、いろいろ大事だということは書いてあるのですが、例えば消費者が今後きちんと自分たちの消費とか消費選択あるいは使用、廃棄、そういうことにかかわっていくような行動をしっかりと進めるための表示とかそういう仕組みについて、いろいろ課題が残されているとしたらどういうところかとか、そういう点について余り具体的には見えてこないような感じもいたしまして、消費者のところの今抱えている状況とか、そういうのがどこかにあってもいいのかなと思いました。例えば資料2-4の市民・消費者団体、NGO/NPO編という別冊がありますが、ここではそういうことを踏まえて熱心に取り組んでおられる5つの団体の取り組み状況を載せていただいております、情報としてはいいと思うのですが、その手前に、どういう状況だからこういう団体に取り組んでいるというのがもう少し見えてくればよいのではないかとの印象を受けました。コメントという形ですが、よろしくお願いします。

○北野座長 2つですね。まず1つは、資料2-1の59ページのアンケートが平成22年で、5年前だということで、もう少し新しいアンケート結果はないでしょうかということですが、これは調べてくれますか。

○事務局 はい、追加調査をいたします。前回、昨年度調べた時点ではこれが最新かもしれないなと思ったのですが、もし弊社の事務局のほうで調べ切れていないものをご存じでしたら、情報提供をいただけますと大変幸いです。事務局のほうでも引き続き再度調査を行いたいと思います。

○北野座長 もし新しいものがあれば、この四、五年の間でももちろん母集団は違うのですが、多少どう認識が変わってきているかみたいなものが比較検討できればいいのかなと思います。いずれにしても、最新のアンケート調査結果があるかどうかですので、私も新しいデータは知らないのですが、もしなければ平成22年の結果を使わざるを得ないです。もし委員の皆さん方またご存じでしたら、事務局にお伝えいただければ、そちらを参考にさせていただきながら、四、五年の間でどう意識が変わったかというようなことももしかしたら解析できるかもしれません。

いずれにしても、ちょっと母集団が違いますと一概に比較はできないですが、そこをまた事務局のほうでも調査をお願いします。

どうぞ、井上さん。

○井上氏 ちょっと1つだけ。環境省のほうでは、この調査を平成22年以降はやっていないということなのですか。

○事務局 こちらは内閣府の調査になります。

○井上氏 それはやっていないと。

○中下氏 内閣府の調査は、何年かに一度しかやっていません。

○井上氏 今は27年ですからね。

○中下氏 個別に実施したのは10年ぶりぐらいやっていなかったと思います。

○北野座長 内閣府の調査に関して、ちょっと調べていただくようお願いします。

それから、もう一つのご意見は、2-4について各団体がこういう活動をされているということで、その背景やきっかけかみたいなの、こういう活動を行っているバックグラウンドに関して、そもそものところを多少記載したらいかがかと、そういう提案でしたか。

○崎田氏 一つ一つの団体という意味ではなくて、社会状況としてこのような消費者の皆さんの取り組みがある、という状況ですね。その前の今、日本の社会の中で消費者のこの分野で何が課題だと言われているか。そこで、こういうふうに消費者団体が動いているというような、何かそういうもう少し全体状況をあらわすこと、それが「はじめに」ということなのでしょうか。

○北野座長 3ページの「はじめに」のところにももしその辺の記述ができればということなのですが、どうでしょう。

○事務局 先ほどの世論調査の結果なども該当してくるかと思いますが、その結果も踏まえて「はじめに」のところに何か総括的な背景として入れられないか再検討させていただきたいと思います。

あと、個別の団体様のほうで取り組まれている内容につきましては、それぞれ背景、動機、狙いなどがあるかと思いますが、そういったところも再度フォローをさせていただいた上で、どういった総括的な背景を掲載すべきなのかという点について、もう一度事務局のほうで持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○北野座長 そうしましたら、ぜひよろしくをお願いします。

では、中下さん。

○中下氏 今のことに少し関連するかもしれませんが、表示を見たときに縦割りの法律ごとに表示されているので、消費者が見るときには、果たして同じ物質なのかというのがわからないような状況になっているのですね。だから、表示の縦割りを超えて、統一の表示制度をつくるとか、もう少し表示に関して管理を一元化するというような方向性をどこかに記載できないのでしょうか。この消費者への情報開示を含む、製品に含まれる化学物質の含有情報の伝達に関する取り組みということで、GHSとSDSとの活用促進は出ているのですけれども、もう少し法ごとに統一して欲しい。表示の物質名が全然違うし、表示の仕方も違う。そうなりますと、例えばPRTR法に基づいて、そこの指定物質を減らそうというふうに思って消費者が製品を買いに行っても、果たしてそれが同じ界面活性剤が含まれているにもかかわらず、同じものなのかどうかというのがぱっと見てもわからない。つまり化学物質管理というのは、日本はどうしても縦割りなので、その縦割りの弊害が消費者のところの側にあらわれてきているわけですから、もう少し消費者サイドの目線に立って、せめて表示ぐらいは一元化していくという方向性を、今後の検討課題でもいいのですけれども載せていただければというふうに思います。

○北野座長 具体的には資料2-1の今後の検討課題の中で。

○中下氏 検討課題に項目がないのですけれども、ここの課題ですね。

○北野座長 今後の課題ですね。79ページからですね。

○中下氏 75ページの記載の中に表示の一元的な。

○北野座長 化学物質評価、ライフサイクル、表示の一元化、未説明、未解決と。

今の関連ですか。

○橘高氏 今の点に関連してなのですけれども、表示だけではなくて、データベースもやはり統一していただきたいと思います。表示を見て何かを調べようと思っても、結局表示だけが統一されていてもデータベースが調べられないとすれば、その物質にどういう毒性があるのか、どういうものに含まれているのか、どのように避けられるのか、ということがわかりません。表示とともに毒性情報等も統一したデータベース等で調べられる、あるいは消費者がアクセスできるようなデータベースが必要だと思いますので、ぜひそういうものの構築に向けて取り組んでいただきたいと思っています。

○北野座長 多分消費者等への情報伝達のあり方というようなところでラベル、表示とかデータベースとかその辺を統一化していくという今後の課題ということで、よろしいでしょうか。

今の関連ですか。

○中地氏 中下さんが最初に言われた表示の話なのですけれども、資料2-1の63ページにc)

製品中の化学物質に関する取り組みの実施というところで、一部66ページに家庭用品品質表示法における取り組みとかというふうに書かれているのですが、北野さんも話ししていただきましたけれども、今ICCMでも喫緊の課題に製品中の化学物質に関して、というのは入っていますし、PRTRの制度で出てくるような対象物質に関して、石鹼洗剤工業会の方がおられないのですが、界面活性剤等の表示が製品によっては非常にわかりにくいといった問題は以前から指摘されているので、そういう意味で、もう少し消費者サイドに立ってわかりやすい表示のあり方というのを課題として取り組むべきじゃないかと思っておりますので、この辺のところできき込んでいただくと良いのではないかというふうに思います。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。この政策対話でも以前、情報伝達のあり方ということで随分議論しました。ネットを使うとか本を使うとかデータベースを使うとか、それから、BtoBとBtoCというようなことで議論したと思っておりますので、ちょっとその辺を踏まえて情報伝達のあり方について一元化していくというようなことで記述していただくとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

森下さん、何か。

○森下課長 橘高さんや中下さんからご指摘のあった点は、表示というよりもむしろ化学物質の表記の仕方の中身なのかなと受けとめたのですが、なかなかわかりにくいということだと思いますが、それが実は消費者の方の中にわかりにくいからうまくコミュニケーションできないとかということだったと思っておるのですが、政府にとっても実は化学物質の名称は非常にわかりにくいところがありまして、これとこれがうまく対応しているとか、これが本当に同一の物質なのかというのが実はかなりチェックをかけないと、チェックをかけても後でああというふうなことも、実は私も自分で経験したりもしているのですが、そういうところがあって、なかなかうまく手だてが講じられるかどうかわからないのですが、問題意識自身は理解をさせていただきましたので、私ども関係省庁さんとも少し話をさせていただいて、これ本当に解決できる問題なのかどうかちょっとよくわからないところもあるのですが、少し意見交換をしてみたいと思います。

○中下氏 せめてこれとこれは同じですよということが消費者にわかるような何かシステムがないと、全く統一するのが難しいといっても、この物質とこの物質は実は同じとかいうふうな、実際に法律に基づいた表記がされている物質について何か互換表みたいなものがないと、本当に同じなのかどうか全然私たちはわかりませんよ。化粧品とはもう全然表示の仕方は違い

ますので、やっぱり。そうすると、消費者にとっては本当にわけがわからないので、その辺何か早急に課題にしてもらって、わかるようにしていただきたいなと思うのですけれども。

○北野座長 有田さん、関連ですか。

○有田氏 質問です。最近余り環境省のHPから化学物質ファクトシートを見ていないので、間違っているかもしれません。環境省の化学物質ファクトシートは物質数が少なく、結局他のサイトを見てしまいます。しかし、ファクトシートの良いところは、CAS番号も同じ物質の幾つかの製品名も書いてあり、わかりやすくてよいです。今後もっと広げ農薬などもファクトシートにしていくと言っていたと思いますが、今はどういうふうになっているかということの質問です。例えばNITEのHPを見ると扱っている物質は沢山ありますが難しいです。以前は分かりやすかった気もしますが、だんだん難しくなってきた感があります。環境省のファクトシートは、専門家でない人が見ても分かりやすいように作成していたはずですが、余りいろいろな専門家が入ると結局間違っはいけないと難しくなる。もちろん、間違っはいけないので専門家がチェックする事は重要ですが、入門編のようなファクトシートは必要です。現状を教えてくださいなと思っております。

○森下課長 化学物質のファクトシートは、非常に重要なものだと思っはしまして、PRTRの制度ができたときにベースになるのは、やっぱりいろんな方々に情報を共有、さらにそれが理解されるようにしていくためにということをつくったものなのですが、だんだん規模も大きくなってきて、頻度もなかなかそんなに多く更新することが難しい状況にはなっはきていまして、今基本的にはウェブ上で見ていただくという形になっていますが、実は直近では、若干改修頻度が遅れてきているというところがございます。ちょっと現状そんな感じです。

○北野座長 いずれにしても、化学物質の安全性データの情報伝達のあり方みたいところで、中身としてはハーモナイゼーションをいかに進めていくか、いかに促進していくか、そんなようなことで一つの段落をつくっはいただくということで、そこもこれからの課題ということにしたいと思っはいます。

○事務局 すみません。1点補足でございますが、資料2-3の産業界・業界団体の取り組みの中で、本日石鹼洗剤工業会の方はご欠席ではございますけれども、14ページ目から16ページ目にかけて一つの自主的な事例が掲載されておっはまして、例えば14ページ目のGHSの自主的なラベル表示、製品へのラベル表示ですとか、あと、成分情報開示に関しては、16ページ目にまっはりまして、図表14、これはウェブサイトで具体的な化学物質名までは公表されているものの、先ほどのご指摘を踏まえると、CAS番号がここに掲載されておっはり、物質名がちゃんと統一され

ている等、そのようなことが必要という認識で間違いございませんでしょうか。

○北野座長 どうぞ。

○有田氏 CAS番号も時々変わったりすると思います。それをどういうふうにメンテしているのでしょうか。また関連して、日本では変更された番号のその後のメンテナンスみたいな事は何処が責任をもって行っているのでしょうか。教えてください。

○庄野氏 CASというのは、CASサービスという世界的なデータベース屋さんがやっていることでして、CASのメンテはCASサービスさんがやっぱりやっているのですよね。化学物質というのは、もともとこれでアイデンティファイされているものなのですよね。だから、基本的に先ほどのようなご議論というのは、皆さん化学名なんて別にどうでもよいということならば、CASナンバーで全部アイデンティファイできるはずなのです。だから今後のあり方を議論するうえで、もちろん我々データベースも実はもう世界中でこの問題がありますので、日本だけの問題じゃなくて、消費者も世界中におるわけで、世界中で同じような皆さん懸念を持って、どうしようかという議論をしている中で、実は混沌とした世界の中で今後どういうふうにしていくかというのは確かに大きな課題にはなると私は思うのです。

そういう意味では、統一的な方向に向かう努力はやっぱりしていかなきゃならないですが、そう簡単にはいかないかもしれないと思います。というのは、なかなか化学物質にしても、いろんな名称の呼び方がありまして、IUPACという呼び方もありますし、CAS名によっても違いますし、国によってもそれは違うのです。だから、それを統一化するとしたら、本当に国際的なGHSのようなところが統一的にやっぱり動いていかざるを得ないなというふうに思います。我々も業界団体としてはそれに合わせていく必要があるかなというふうに考えます。

○有田氏 そういうことを化学工業会の方が協力してやったださるのですかというようなことも含めて質問させていただきました。

○庄野氏 これもここの中のレポートにも書かせていただいていますけれども、その方向で我々も皆さんとも一緒にやっていきたいなというふうに思っています。

○北野座長 確かに庄野さんおっしゃるように、CASナンバーが一番戸籍みたいなものなのですけれども、でも、具体的にCASナンバーよりもどういうものなのかというのがわかりたいでしょうし、いずれにしても、どういう方向でやっていくかというようなことは、すぐ結論が出る話じゃないので、ただ、いずれにしても、そういう形で調和して、統一化していくと、そういう努力が要るというような、そういう関係がいいのではないかと私は思うのですね。すぐ具体的には難しいですし、ありがとうございます。

それで、もしこの内容につきましてさらにコメント等があればいただきますが、具体的に次の先ほどちょっと私申し上げましたICCM4において、我が国の取り組みとしてここはぜひ強調してほしいというようなところがあればお伺いしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

私はやっぱり公共団体の活動というか、それは、かなり私自身は評価しているし、生活者に非常に近いところにいるので、そこについてはぜひ日本のすばらしい取り組みとして報告してほしいというのが私の個人的な意見ではあるのですが、いかがでしょうか。

井上さん、どうぞ。

○井上氏 この進捗状況についてというのは、2-1から2-4まで、これが全て一つのものというふうに考えていいのでしょうか。とするならば、先ほどちょっと崎田委員のほうから出た意見との関係なのですけれども、2-1のほうはむしろ行政がこの間やられてきたことをまとめていて、それ以外の2-2、2-3はそれぞれ業界あるいは公共団体、それから、市民グループがやっているのをそれぞれまとめているとするならば、このSAICMの実施計画は、ある意味ではそれぞれのいろんな業界団体あるいは国民も含めてどういう取り組みをしているのかということの総合的な報告という形で見るとするならば、そのまとめたものはどこに入ってくるのでしょうか。全体的な取り組み、それぞれがそういう立場からこうやっているよというようなことをまとめるというのは、どこに入ってくるのでしょうか。それをちょっと。

○北野座長 きょうは議論しやすいために一応分けて報告書をつくられて、それぞれについて議論しているわけですが、これはICCM4では全体としても当然話になるのかと思うのですけれども、森下課長、何かその辺の案がありますか。

○森下課長 SAICM国内実施計画自身は、これ行政が取り組んでいくものをまとめたものだと思っております。それを報告するに当たって、国の取り組みと行政の中の一つの重要な要素を占められる公共団体の取り組み、それに合わせてNGO、NPO、それは国内実施計画にお名前のあるNPOの方々の取り組み、そういったものを紹介させていただくということで業界団体も含めて、労働団体も含めてされていまして、これを統合することで、一つの報告としては体裁がバランスのとれたものになるのではないかなというふうに思っております。

○北野座長 要するにペーパーとして出すものと、あと、当然プレゼンがあるわけですね。プレゼンの時間も限られているでしょうし、その辺でどこを中心にするかというのは、また今日盛んに先ほども言われたようにお伺いしたいところなのですけれども。

○井上氏 これは1つの提案なのですけれども、この場、政策対話というのは日本独自のやり

方だと思うのですけれども、これはいろんなステークホルダーが集まって、一緒にこの問題について議論して実施をしていきたいと思いますよということでこういう議論をやっているわけですから、そうなってくると、政府サイドとしては最初の行政の報告だけ出せばそれで責任を果たしちゃおうよというのでは、ちょっと何かかわいそうな感じがするのですよ。

それで、一応状況的なものを一通りこの間やったことというのは、きちっと記録としてとどめ、あるいはそれぞれどのような課題が残されたのかという形で、どこかでまとめて簡単なものをつくるような形がとれないだろうかということで、これはあくまで一つの私の考えです。

○北野座長 私も先ほどの森下さんの意見としては、別に2-1だけの報告ではないと理解しております。全部を一応含めると、そういうことで理解しております。

浅田さん、どうぞ。

○浅田氏 対外的な活動アピールということで、考慮いただきたい点がございます。SAICMの中で、日本はアジア諸国のキャパシティビルディングに貢献しているという実態の織り込みを検討いただければと思います。今、わが国としてはタイ、ベトナム等との二国間協力や日化協が中心の民間レベルの協力活動を推進しています。具体例としては、タイでのPRTR制度パイロットプログラムへの貢献等があります。国際的な場で、日本の貢献をうまく前に出すような形で、アピールできる形でまとめていただけるとよいと思います。よろしくお願いいたします。

○北野座長 2-1の国際的な貢献のところに入ってくるのでしたか。68ページあたりのところですか。

○浅田氏 海外での宣伝ということもありますので、うまく二国間協力も含めて表現いただくと助かります。

○北野座長 ありがとうございます。アジアのリーダーとしてやっていっている、その辺をぜひまたご協力ください。

ほかにはよろしいでしょうか。

今いただいた意見は、国際的な中での日本の取り組み、位置づけというものを強調したらどうかと。私は個人的には、公共団体の非常に国の行政がもう一歩先へ進んだ形の取り組みについても評価したいと私は思っているのですが、ほかによろしいでしょうか。最後に全体をまた振り返る時間がございますので、とりあえずこの議事2はこれでよろしいでしょうか。

では、また全体を最後に振り返りましょう、一遍。それでは、次は何でしたか、議題は。

○事務局 すみません。議事2、(1)と(2)がございまして、今の(1)が国、地方公共

団体等の各ステークホルダーの取り組みで、（２）が今後の方針についてご説明をさせていただければと思います。

○北野座長 資料は2-5でしたか。

○事務局 資料2-5でございます。

○北野座長 では、2-5をお願いします。

○森下課長 資料2-5、SAICM国内実施計画の見直しに係る今後の方針についてということで、関係省庁の連絡会議のクレジットがついた資料でございます。

SAICM国内実施計画ですけれども、現行の計画の中に四角でかこったような記述がございます。簡単に申し上げますと、実施状況の点検と、それから、改定に関する記述でございます。まず実施状況については、ICCM4に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表するというふうに書いております。それから、ICCMにおけるSAICMの見直しや新規の課題に係る議論、国内の関連する計画の改定、その他さまざまな変化等に対応して、必要に応じて関係省庁連絡会議において実施計画を改定するという規定がございます。それから、この点検ですとか改定に際しては、関係する各主体の意見を聞くとともに、パブリックコメントを実施するというところでございまして、この政策対話でもご意見を頂戴するというのが関係する各主体の意見を聞くというところに該当いたします。その後ろのパブリックコメントという言葉がございまして、これもスケジュールを視野に入れておこなきゃいけないということでございます。

2 ポツ、計画の見直しに係る今後の方針についてということですが、この政策対話第6回、第7回会合の議論を踏まえまして、パブコメを実施した上で、関係省庁連絡会議で点検報告書については取りまとめたいというふうに思っております。計画の見直しについて今後議論を行うことが必要ですので、その進め方については、ポツで書いてあるようにご提案したいということでございます。点検結果及び第4回ICCM4における議論を踏まえて、2016年に国内実施計画の見直しについて検討を行い、必要に応じて改定を実施するものとする。検討、改定の結果は、次期の環境基本計画にも適切に反映をさせるということにしていきたいというふうに思っております。

スケジュールは、後ろに示させていただいております。この政策対話ですが、今日5月21日、第7回でございますけれども、次回は8月から9月にかけて第8回を開催したいと思っております。ちょうどICCM4の直前ということですので、ICCM4に向けた対応についてというのが主な議題になるかと思いますが、その間にしっかりパブコメをまずやりたいと思っております。

す。関係省庁の連絡会議を開いて点検報告書を取りまとめた上でパブリックコメントを実施いたしまして、最終的にそれを踏まえて取りまとめということステップとして踏みまして、次回第8回の政策対話ということにつなげていきたいというふうに考えております。

○北野座長 ありがとうございます。今後の見直し作業についてのスケジュールですね。1つはパブリックコメントを実施すると。それを受けて政策対話を行って、ICCM4に向けた対応を考えていくと。2016年に国内実施計画の見直しを行うと、こういう計画になっております。このスケジュールでどうでしょうか。大丈夫かな。役所はまた大変だと思うのですが、正直言って、だめだというわけにいかないし、ちょっと延ばすわけにもいかないということもあるので、いずれにしても、ICCM4に向けた対応をしなくちゃいけないし、それを受けて、さらに2016年の見直しを考えなくちゃいけないと、大体ちょっとタイトなスケジュールにはなってくるのですが、何か委員の皆さん、ご意見ありますか。

崎田さん、どうぞ。

○崎田氏 この流れで進めていただきたいと思うのですが、私先ほど水銀条約のご質問が出たのが記憶に残っているのですが、この感じでいくと、もう点検報告書案の取りまとめというのは、5月、6月ぐらいにかなりきちんとできて準備していく雰囲気なのですが、ぎりぎりなところで今やっておられると思うのです。でも、うまく入れ込んでいただくのがやはりライフサイクル全体で取り組んでいる日本としても頑張っている事例の一つとして、何か非常にインパクトがあることではあるかなと思うので、できればどうやって入れ込むか考えて進めていただければありがたいなという感じもいたしました。よろしくをお願いします。

○北野座長 では、お願いします。かなりタイトなスケジュールとはなっているのですが、こういう予定でいくということですか。よろしいでしょうか。

では、特にご意見ないようでしたら、今度は議事3ですね。3つ目の議題です。国際化学物質管理会議第2回公開作業部会ですか、その説明を環境省のほうからお願いします。資料は3ですか。

○環境省環境安全課 お手元に資料3をご用意ください。昨年12月に開催されましたOEWGの第2回会合、ちょっと日がたっておりますが、出てまいりましたので、ご報告させていただきたいと思います。

SAICMにつきましては、特段もうご説明する必要もないかと思っておりますので、このOEWG、公開作業部会というものですが、第3回のICCMに向けて、その準備をするということで、最初に第1回のOEWGが開催され、今回は第4回のICCM4に向けての準備ということで、昨年12月に開催

されました。

その中でICCM4としてどのような議題を取り上げるのか、何を議論するのかということを検討するというのが主な目的で、そして、それに基づきまして、現在引き続きSAICMのビューローがこれについて検討しているところで、この資料の段階では昨年12月の報告になっておりますが、部分的にはそれにさらに進捗のあったものもございます。順に会合の概要について説明させていただきます。

まず、開催期間は昨年の12月15日から17日にかけてジュネーブで開催されました。めくっていただきまして、日本からは外務省、環境省、経済産業省の担当官が出席をして参加してまいりました。その結果としまして、大きく分けると4点の議論というか結果がございました。1つは2020年までに何をしていくのかということ、それから、次は2020年以降どうしたらいいのか、それから、3点目としてEPIと呼ばれる新規政策課題についてどのように考えるのか、最後はICCM4についてどのように実施していこうかという、主に4点について議論及び協議がされてまいりました。ということで、順にご説明させていただきたいと思っております。

まず、最初の2020年の開発目標の達成に向けた進捗と課題についてです。その中では、最初に地域会合、これに向けて2013年から2014年にかけて各地域で地域会合が開かれまして、それについてどのような議論がされ、どのような決議がされたかということが共有されました。日本が入っておりますアジア太平洋地域では、例えばアジア太平洋地域は非常に極めて広範な地域から多種多様な国で構成されているという特殊性、それから、化学物質のプロファイルによる知識とかそういった情報が不十分であるため、また資金的な制約のためSAICMの実施に対して支障が出ているというようなことが報告をされています。同様にほかの地域からも報告をされております。

それに引き続きまして、OPSの達成状況、進捗状況について報告がありました。これについては、主にSAICMのもとでつくられておりますQSP、quick start programのもとで各種プロジェクトが実施されておりますので、それに関連していろいろな取り組みについて報告がされたとともに、議長の方からquick start programに対する資金拠出として設立費3,600万ドル、36ミリオンドルが拠出されているということ、それから、地球環境ファシリティ、GEF、それが今回増資をした段階で1,300万ドルの割り当てを行ったということで、いずれも資金として活用できるということの報告がありました。

3点目の保健部門につきましては、WHOからの報告ですが、保健分野に関しては、この間、職業暴露に関するモニタリングなどの活動が行われてきているということ、また、化学物質の

安全に関する意識啓発にも力を入れてきたというようなことがWHOのほうから報告を受けております。

それから、4点目ですが、ここでOOG、Overall Orientation and Guidanceのガイダンス、全体的方針及び指針という新たな文書について最初のドラフトが出てまいりました。このOOGと呼ばれる文書は、ICCM3のときに2020年目標の達成に向けて事務局がガイダンスドキュメントをつくるということを求められておりました、それについてここで最初のドラフトを用意した、そして、ここにOEWGに諮ったというものでございます。これは地域会合から地域ごとでニーズあるいはギャップのようなもの、そういったものを出していただき、それをもとに2020年目標に向けてどのようにしていくのか、何が大切なのか、どういうことをガイダンスとしてまとめていこうということで準備をしております。これについては、ICCM4の最終的な成果文書の大きなものとして考えられるのではないかというふうに思っています。

続きまして、次のアジェンダとして2020年以降、SAICMは2020年で一段落というか、一応期限がついておりますので、その先に何をしていくのかということをもとにここで議論がありました。その昨年末時点では、まだポストMDGsの開発目標の議論が正式にはスタートしておらず、ことしの2月から始まったと理解しておりますが、その段階でSAICMがそのポストMDGsのアジェンダにどのようにかかわっていけるのか、逆に貢献することができるのか、そういったことが議論となりました。

その中で、SAICMがポストMDGs開発アジェンダに対して貢献ができるということをとにかく先方にわかっていただこうという意思表示をしましょうということが12月の段階で採択をされ、現在は、まさにその議論が続いているところですが、その中で適切にインプットをしていくという作業をやっているところでございます。

3点目は新規政策課題、EPIに関する議論、主に進捗等につきまして、それぞれリードをしている国際機関が報告、進捗課題等をしていきました。簡単に何が話されたかだけを報告しますと、まず塗料中鉛についてはグローバル・アライアンスの取り組みが着実に進展しているという報告がありました。製品中化学物質については、UNEPが進める自動車、家電、繊維の3分野における活動が紹介されています。それとともに、中国がGEFのプロジェクトとして立ち上げようとしている繊維産業における取り組みも紹介されています。それから、電子・電機の廃棄物に関しては、QSPでのプロジェクトが各種で立ち上がっておりますので、それについての報告がありました。それから、ナノテクノロジー、ナノ材料に関しては、OECDとUNITARという2つの国際機関がリードをしておるのですが、OECDは分析法について、ナノマテリアルの分析

法について、UNITARは意識啓発についてということを担当して報告をいただいております。それから、内分泌攪乱物質については、WHOとOECDから最近の取り組みについて報告をいただきました。

これが既存のEPIですが、ICCM4に向けて新たにもう一つのEPIが提案される見通しになっております。それが環境残留性の医薬汚染物質、EPPP、Environmentally Persistent PharmacEutical Pollutantsというものが新規のEPIとして提案されること、これが承認されました。「提案」が承認されたので、EPIが承認されたということではなく、そのICCM4で採択されるかどうかの議論がされると。提案書が出されたという状態でございます。提案書はウルグアイ、ペルーという中南米の国から出されておまして、特に課題としては、そういった国はこういった環境中の化学物質、医薬品をそもそも分析することすらできない、実態がわからないというところがかなり強く訴えられて、そして、こういったようなEPIにすることにより、自分たちの情報が得られるようになりたいということが主な提案になっております。

それからもう一点、HHPと呼ばれるHighly Hazardous Pesticides、毒性の高い農薬というのが多くの国から懸案であると。特に農業国から懸案であるということの声が上がらしまして、これにつきましては、FAOとWHOとUNEPがいろいろコンサルテーションをしつつ、プロポーザルを出すようにということをご決定いたしました。これにつきましては、現在SAICMのウェブサイトで見聞聴取を行っておりまして、それが恐らくあと1週間か2週間ぐらひはまだ意見を受け付けているかと思ひます。

最後にICCM4の開催準備につきまして、暫定的にとここに書いてありますが、9月28日から10月2日、ジュネーブ、この日程と場所が決定してあります。この日程で開催されるということで、現在具体的な議題等についてビューロー、それから、事務局のほうで検討しているところでございます。

以上、報告させていただきます。

○北野座長 ありがとうございます。資料3に基づきましてICCMの公開作業部会第2回会合、その結果につきましてご説明いただきました。せっかくの機会ですから、ただいまのご報告についてご意見、または質問等がありましたら伺いたしたいと思います、いかがでしょう。

○中地氏 1点、最後に書いてあるその他の懸念事項のペルフルオロ化合物についての進捗が報告されましたというふうに書いてあるのですけれども、もうちょっとご説明をお願いしたいのですが。

○北野座長 お願いできますか。

○環境省環境安全課 PFCの代替活動を促進するために、PFCグループを主導しているUNEPとOECDからそれぞれ活動報告がありました。その中で、UNEPから具体的な活動ですね、情報交換を促進するためにウェビナーですとか、そういったような活動をやっておりますということ、それから、OECDについても、プロジェクトとしてリスク削減のためのアプローチを示す報告書であるとか、そういうような報告書の作成を行いましたということ、そういったような報告、実際の活動報告がこの中でされております。

以上です。

○北野座長 中地さん、よろしいですか。UNEP等のPOPs条約での作業だと思いますけれどもね。PFOSが発見されていますので、代替物質の状況を調べたり文書をつくったりしていますので。

中下さん。

○中下氏 その同じ箇所なのですけれども、毒性の高い農薬についてということでご報告がありましたけれども、これ何か具体的にPOPs条約の関連なのか、それとももっとほかの農薬についても入っているのか。

○北野座長 いや、POPsはペルフルオロのお話で、毒性の高い農薬は特に……

○中下氏 農薬は別に有機塩素だけじゃなくて。

○北野座長 ちょっとまた毒性の高い農薬について何か……。

○中下氏 その辺はどういうものがターゲットになっているのでしょうか。

○環境省環境安全課 これについては、最初に、まだ先ほど言ったように情報をまとめてプロポーザルをFAOがつくってくださいという段階ですので、非常に初期段階、明確な定義があるというものではございませんけれども、特にアフリカのような農業に頼っているような国で自分たちが使っている農薬が何かわからない、どれだけ被害があるかわからない、安全管理の意味の扱い方がよろしくないというようなことが発端になりまして、それで、少し対策として考えなければいけないだろうということ、その中で、では具体的に何がHHPかというようなことを定義して白黒をつけることに意味があるというよりは、むしろそういったような適切な管理ができるような能力、そういったことをすることが重要なことであるというようなこともありまして、定義につきましては、割と緩い定義を考えているようです。まだ決定はしていませんが、いろいろな国内、国外の条約、法律等で危ないと言われているものというような感じで、各国違っても構わないというような、そんな感じのニュアンスで今のところは語られております。

○北野座長 ほかにも。井上さん。

○井上氏 今、話を聞いただけで具体的なことは余りよくわからないのですが、この会議で議論されたデータは、この会議文書はここに載っていると書いてあるのですが、これ全部横文字ですよね。環境省のほうで大事だと思うようなところというのを抄訳して、何らかの形で報告を出すという予定はありませんか。

○森下課長 準備会合ということもあって、いろいろ膨大な資料も出てきているということもございますので、これは報道発表ぐらいのベースで、日本語についてはちょっとご勘弁いただいて、ただ、ICCM4については、もう少し情報をしっかり日本語でご提供できるようには努力したいと思っております。

○北野座長 井上さん、よろしいでしょうか。ICCM4についてはきちんとやると。これは準備会合だということ。

○森下課長 全部訳すということではできないですけれども。

○北野座長 予算もあるでしょうから、ご了解ください。

どうぞ、谷口さん。

○谷口氏 この資料3で、(3)の新規政策課題及びその懸念事項、1、2-3とあって、そこに書かれていることが先ほどの資料2-5のICCM4における議論を踏まえ、2016年に国内実施計画の見直し検討と、こうなっているのですけれども、その見直し検討の主なテーマはこの辺になりそうだという理解をしておいたらいいのでしょうか。

○森下課長 特に予断を持っているわけではございませんので、ICCM4での全体的な議論、特に関心があるのはやっぱり2020年目標というのをどう捉えていこうかというところだと思うのですけれども、広くICCM4を受けて考えていきたいと思っております。

○北野座長 ありがとうございます。

橘高さん、どうぞ。

○橘高氏 質問なのですけれども、新規政策課題(EPI)に登録をされるというような表現があるのですけれども、EPIに登録されるというのがどういうことを意味するのかちょっと教えていただけますか。

○環境省環境安全課 ICCMの第2回会合で、EPIというものが何であるか、どのようなもので、どのようなルールで登録するかということ、手続的なところも決められました。ですので、提案する国があり、それが所定のプロセスをとり、そして、ICCMの会議でそれがいいというふうに言われると、EPIになるという意味で、それが登録と呼ばれる行為になります。

そのプロセスを経たものが一応EPIになります。その段階でリードする国際機関、どこが面倒を見てくださいますということが決まります。大体は提案しているところに一緒にくっついていいますので、そこが引き続きやることが多いのですが、そこが進捗を報告いたします。ですので、この課題についてはUNEPがやっている、これについてはWHOがやっているというような形で、そこに行けば、その進捗がわかるというような、そういうような状況になっています。

1つ決まっていないのは、いつEPIから外れるかというルールは決まっておられません。ですので、それについては、あるのかないのか、そういったルールまでは完全に決まっておられません。登録についてはそのような感じです。

○北野座長 よろしいでしょうか。

ほかに、どうぞ、山本さん。

○山本氏 S A I C A M全体の論議と申しますか、流れというのが私、どうもイメージが余りはっきりよくわからないのですね。労働団体の国際的な会合とか、例えばILOのそういう危険有害物の会議の場でも、国によって物すごいレベルの違いがありますよね。私もヨハネスブルグのWSSD、あれから参加して、2020年はあつという間に来てしまいそうなのですけれども、やはり労働団体の関心としては、国際的な安全への到達とか、それから格差とか、それはどれぐらい埋められるのかと。それから、戦略的アプローチを国際的にかけるという場合に、我々の経験がどれぐらい新興国とか途上国の方たちに伝達できるのかということ非常に重要な中身なのかなというふうに思っているのですが、今お話をしてみると、職場における暴露がまだ相当あるとか、環境中の医薬汚染物質、これは一体どういうイメージなのだろうかとか、あるいは高い毒性の農薬を使っているとか、これは今いろんな国がいろんな化学物質をつくっているわけですね。

日本のようにかなり厳密に管理してやっているところと、さほどではないところがあると思います。だから、そういう意味で全般的な管理とか、それから、我々だけが突っ走って先端的に進んでいくべきなのか、それとも底上げ的に我々でいいますと、働く人たちの安全衛生とかそういう面を引き上げていくのかということが国内実施計画においても、ちょっと考慮されるべきなのかなと、今お話を聞いてそういう感じを持ったと。これ感想ということでご理解いただければと思います。

○北野座長 その辺の議論は、2016年の国内実施計画見直しというところがありますね。その辺で満たしているものは、ICCM4の議論を踏まえながら入れていくなり、また削除するなりだと思っておりますけれども、森下さん、何かありますか。

○森下課長 今のご指摘は本当にそのとおりだなと思っていてお伺いしていたのですが、それぞれいろんな国が取り組みをされていて、かなりばらつきが当然ありまして、最近UNEPの考え方を見ていると、やっぱり例えば途上国でもかなり前はもうほとんど行政的な対応は難しいという状況だったのが途上国も最近はかなり多層化してきておりまして、途上国の中でもかなり対応ができそうな国も中には出てきているというようなこともあって、UNEPにとっても、国連にとっても、途上国の化学物質、そして廃棄物も含めてですけれども、インスティテューショナルな能力というのを高めていくということを次の時代の大きなテーマにどうも掲げているという印象を受けています。途上国に限らず、取り組み状況についてはいろいろでこぼこしているところもありますので、そういうところを見ながら、どうやって取り組んでいくのかというのはしっかり考えていきたいなと思っています。

○北野座長 ありがとうございます。ほかに資料3について質問なりご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後の議題ですね。その他と4つ目はなっているのですが、冒頭に事務局から説明がありましたように、内分泌攪乱化学物質のバイオサイドに関する最近の取り組み状況、それについて環境省からご説明をお願いしたいと思います。資料は4-1、4-2ですか。お願いします。

○環境省環境安全課 環境省環境保健部環境安全課でございます。

それでは、資料4-1に基づきまして、化学物質の内分泌攪乱作用に関する環境省の取り組み状況についてご説明をさせていただきます。

環境省では、いわゆる環境ホルモンの問題につきましては、1998年のSPEED'98以降、プログラムをつくりながら取り組みを行ってきたところでございます。現在のプログラムはEXTEND2010というものでございまして、平成22年7月に策定をいたしましたものでございます。こちらのほうは、その前にございましたExTEND2005という平成17年から22年までの5年間使われておりました枠組みを基本的には踏襲しておりながら、一部の改善を行ったというものでございます。こちらもExTEND2005と同じように、向こう5年間程度を見据えた新たなプログラムということでございますので、ちょうどことしが2015年でございますので、ことし、来年、そう遠くないうちに新たな見直しを行わなければならないというふうに思っております。

こちらのEXTEND2010は、目標といたしまして、化学物質の内分泌攪乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じ管理していくことを目標ということで、実際評価手法を確立して、その評価を実施するというところに重点を置いているものでございます。また、特に人の健康

に及ぶリスクというところはSPEED'98の時代はかなり念頭に置いていたのですが、各庁のすみ分け等を考えまして、環境省では生体影響に関する検討を優先して行うという対応をさせていただいております。最後に、EXTEND2010の特徴としては、国際的な連携をより一層強化しようといったところが主な特徴となっております。

おめくりをいただきまして、3枚目のスライドのほうがEXTEND2010の概念図でございます。

EXTEND2010は、こちらにございます7本の柱を大きな枠組みといたしまして、成り立っております。1つ目、①が左上にございますけれども、①はいわゆる基礎研究に関する部分でございます。野生生物が実際どういった状況にあるのかといった野生生物の知見の研究でございますとか、そもそも化学物質内分泌攪乱作用というのはどういうものなのかという基盤的な研究の推進、そういったことを書かせていただいております。

そこから右斜め下にいったところがございますが、②試験法の開発及び評価の枠組みの確立といったところございまして、いわゆる化学物質の内分泌攪乱作用というものはどうやって試験をしていけばよいのかというところもまだないものでございましたので、試験法の確立をするといったところを大きく取り上げているところでございます。

③のほうは、なぜかちょっと飛びまして、一番下にある環境中濃度の実態把握及び暴露評価というところございまして、これはEXTEND2010として独自にやっているというわけではなくて、化学物質環境実態調査、いわゆる黒本調査などを活用して環境中の化学物質の実態を把握していくといったところございまして、そこから最終的な暴露評価に結びつけていきたいというふうなものでございます。

④が③のところから少し上に上がりました真ん中のあたりになるのですが、作用・影響評価の実施ということで、先ほどの②の試験法で開発いたしました試験法を用いて、実際に作用や影響を評価していくといったところでございます。この④と③、有害性評価と暴露評価を掛け算してリスク評価、リスク管理に結びつけるといったところが最終的な目標でございます。

また、日本では大分世論の大きな動きというのはおさまってきたところでございますけれども、諸外国では、日本のような大ブームがなかったかわりに、一定程度常に化学物質内分泌攪乱作用ということに関する関心は高いという状況が続いておりますので、そういったOECDでございますとかヨーロッパ、アメリカとの協力を推進して、各国の状況を把握するとともに、新たな知見について開発をしていくといったところを大きく力を入れているところでございます。

以後の部分につきましては、こちらのページでいいますと、④の作用・影響評価の部分と、

あと、①の研究に関する部分、⑦の国際協力の部分についてより詳細にご説明をいたします。

4 ページ目のほうが作用・影響評価の考え方というところをごさいますて、こちらのほうでどのようなものを対象に評価をしているかといったところを書かせていただいているところをごさいます。

まず、評価の対象生物は、基本的には水生生物、魚類や両生類及び無脊椎動物を対象として考えております。評価対象とする影響でございすが、こちらはホルモンと言いますと大変種類が多いのでございすが、特に生殖に及ぼす影響、発達に及ぼす影響、そのあたりを中心にこちらに記載しております作用について評価をしているというところをごさいます。また、検討対象物質でございすが、こちらは、かつてSPEED'98の時代はリストをつくったということもございしましたが、現在は環境リスクが懸念される物質を効率的に抽出するというところで、国内で環境調査が実施して検取された物質を対象にしているところをごさいます。ですので、黒本調査を初めとする幾つかの調査で実際に環境中から検出された物質について、そういった物質の既存知見を集めて、そこから評価を実施していくといった体制になっております。

試験の実施と有害性の評価でございすが、試験は現在2段階の有害性評価の枠組みを構築しているところをごさいます。まず、試験管内試験を実施して、それを踏まえた1世代の生物試験を実施すると。その上でさらに長期間にわたる試験を実施するといったことを行っているところをごさいます。

おめくりいただきました5 ページ目のほうでございすが、こちらは実際にどのような形で評価を行っているかということを模式的にお示した図でございすが。

一番上の部分に内分泌攪乱作用に関する試験対象となり得る物質と書いてございすが、こちらは先ほど申し上げた黒本調査を初めとして、環境中から検出された物質でございすが。そこから信頼性評価ということで文献調査をいたしまして、信頼できる文献を調べまして、必要に応じて試験管内試験を実施すると。やはり疑わしさがある程度あるものについて実際に試験管内試験を実施するというところを行っております。

そして、試験管内試験の実施の結果、やはりより疑わしいとなった場合につきましては、生物試験という少し黒い縁取りをしている部分で生物試験を実施いたしまして、これは21日間のスクリーニング試験でございすが、こちらを実施して第1段階の評価を行うと。この第1段階の評価を行った後、さらにしっかり有害性が把握できるという状況になってきましたら、第2段階ということで他世代または拡張異世代という形で現在開発をしておりますが、そういっ

た試験のほうを実施していくということを形としてなっております。

実は現在のこの状況を申し上げますと、生物試験のところは黒枠がございますとおり、メダカ短期繁殖試験というOECDで採択されましたテストガイドラインがございますが、第2段階の試験につきましては、現在開発中となっております。この進捗につきましては後ほどご説明いたしますが、昨年の9月にこの中の一つの試験につきまして米国と共同でOECDに提出をいたしております、ことしの4月におおむね承認が得られたという状況でございます。そのため、一部の作用にエストロゲン用の作用などいわゆる女性ホルモン関係に関する魚類の作用や両生類の甲状腺ホルモンに関する作用などにつきましては、ついに第1段階、第2段階通して試験が確立しているという状況でございますので、これからこの試験系を最後まで回すということができるようになってくるという状況でございます。

6 ページ目のほうに現在の評価の進展具合についてご説明をしております。EXTEND2010におけるもう一つは、当初5年間で100物質程度をめどとして最初の検討対象物質を選ぶということを予定しておりましたが、昨年9月の時点で合計114物質の選定ということで、この目標につきましては、ようやくクリアをしているという状況でございます。そちらの114物質の信頼性評価を実施いたしまして、信頼性評価の結果、51物質については、この試験管内試験を初めとする以下の詳細な試験に進む必要があるというふうな物質として結論づけているところでございます。

ただ、114物質のうち51がそうだと結論されているのですが、残りの物質のうち35物質はいまだに信頼性評価が完了しておりませんので、こちらにつきましては、引き続き信頼性評価を実施していくということになっております。

先ほど51物質のほうから試験管内試験に移行したものにつきまして、試験管内試験の実施状況でございますが、こちらは35物質を現在対象として100項目の試験を実施しておるところでございます。残りの16物質については、まだ取りかかれていないという状況でございます。この100項目の試験のうち、試験結果が陽性であったものというのは、18物質でございました。

おめぐりいただきまして、7 ページ目はそこからさらに進んだ第1段階生物試験の実施状況でございます。

試験管内試験が陽性であった物質のうちの6物質につきましては、魚類の短期繁殖試験を実施しているところでございます。このうちエストロンと4-ペンチルフェノールにつきましては、エストロゲン用の作用を持っていることを確認いたしましたので、今後第2段階の試験を実施するかどうかという評価を実施するということを予定しております。

試験法の開発・検討状況でございますが、先ほども申し上げましたとおり、まだ確立していない試験が幾つかございます。第1段階の生物試験は、先ほどメダカの短期繁殖試験は確立していると申し上げましたが、それ以外に関する試験については、まだ開発途中でございますし、第2段階の試験につきましても、ようやく承認までこぎつけているところではございますが、それ以外のものについては、まだ開発中という状況でございます。

環境省でやっているEXTENDの特徴といたしましては、こういった試験自体を環境省の国の事業として実施しているというところがございます。諸外国を見ますと、事業者に試験をさせているような国が多いというところがございます。国として前向きに取り組んでいるという点では、こういったところに対して一定の評価といたしますか、特徴があるという一方で、どうしても国の予算に縛られて試験の進捗が影響してくるといったところがあるというところがございます。

8ページ目からは研究事業に関するご説明でございます。研究事業は先ほど申し上げましたとおり、野生生物に関する研究と、基盤的な研究と大きく2つございます。こちらの研究につきましては、まず基本的には公募による研究を実施しているところがございます。行政としての目標やニーズを明確に反映した課題というのをまず設定いたしまして、そういったものも公募をかけると。また、一部のものにつきましては、指定研究のような形で公募を設定して、先生方にその課題に関して研究をお願いしているという状況でございます。野生生物の生物学的知見研究は、野生の生物が一体どういった変化があるのかと。その生物からどういった化学物質が検出されているのかといったところにつきまして調査をしていただいて、化学物質と内分泌攪乱作用と野生生物との関連性について研究をしていただいているという状況でございます。

基盤的研究につきましては、よりもっと基礎的なものでございまして、細胞や分子レベルのアプローチ等といわゆる基礎研究というところがございます。

9ページ目のほうが研究課題の選定、評価の方法でございます。

新規の課題につきましては、研究分野を示した上で新規課題を公募いたしまして、公募課題の例としてこちらに2つございますけれども、そういったものをまず初年度はフィージビリティスタディとして実施していただくと。その後、評価を行った上で本研究に移るといった形をとらせていただいております。

そちらの研究の実施と評価につきまして、2つ目のポツでございますが、研究期間はフィージビリティスタディの期間も含めて合計で3年から5年間程度となっております。年度ごとにそれぞれ野生生物の研究と基盤研究、それぞれ部会を開催いたしまして、各研究課題による評

価を先生方をお願いいたしまして、それをもとに研究の継続の可否、また金額の増減等を決定しているというところでございます。

本年度、平成27年度の実施課題を10ページ目にお示ししてございますが、現在、EXTEND2010から5年たち、見直しの時期に差しかかっているというところもありまして、課題自体の数は少し減らしているという状況でございます。野生生物の生物学的知見研究は昨年度終了した2課題をもちまして、現時点で今年度稼働している研究は、今はないという状況でございます。基盤的研究につきましては、2課題が現在動いているという状況でございます。

その他の関連研究課題は、こちらは指定研究に近い形のものでございますが、2課題動いているというところございまして、今年度フィージビリティスタディの公募をかけて、野生生物につきましては、何らかの研究課題を採択したいというふうに思っているところでございます。

最後の11ページのほうが国際協力に関するご説明でございます。

国際協力といたしましては、日英共同研究と日米二国間協力という2つの大きな事業がございます。日英共同研究は、平成11年3月に開催されましたG8の環境大臣会合での合意を踏まえて開始されたものでございます。当初5年間で行われておりましたが、平成16年、平成20年にそれぞれ延長されまして、昨年ちょうど26年度も5年間の期間がたちましたので、昨年11月28日、29日にイギリスのバース市でワークショップを開催いたしまして、さらに5年間、第4期を行うという方向で現在進めておるところでございます。

日米二国間協力につきましては、イギリスからおくれること5年後、平成16年1月の合意に基づいて開催されている所でございます。日米とは、主に各米国、日本のそれぞれの行政的な情報交換に加えまして、試験法の開発を共同で行っているところでございます。魚類、両生類の試験法開発につきまして、昨年9月にOECDへその試験法の提出を行いまして、ことしの4月におおむねOECDのほうで承認をいただいているところございまして、これをもちまして、日本とアメリカの試験法に関する協力事業の一つの大きな成果が出たというふうに思っております。

化学物質の内分泌攪乱作用に関するご説明は以上となります。

○北野座長 どうでしょうか。殺虫剤のほうも説明、続けますか。それが終わった後、全体の質疑にしましょうか。4-2をお願いします。

○森下課長 1枚紙ですので、簡単にご紹介させていただきます。資料4-2をごらんください。

平成26年度殺虫剤等の消費者製品に関する実態等調査結果概要ということでございます。調

査の報告書自身は、一番下にも書いてありますけれども、環境省のホームページからダウンロードできるようになっておりますので、ご興味のある方は、そちらのほうにぜひアクセスしていただければと思います。

この調査の背景と目的ということですがけれども、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の生物の防除に用いられる薬剤のうち、関連の法律ですね、農取法ですとか医薬品医療機器等法、家庭用品規制法等の適用を受けないもので、環境中に出ていくというおそれが高いやり方で使われるものということで、それらについて取り扱い実態ですとか、どういうものがあるのかかそういうようなファクトファインディング、実態を少し調べてみようということで調査を行っております。

行った調査は、①、②、③に書いてあるとおりでございます、市場実態、製造実態等についてアンケート等の調査をします。それから、それが使用されています消費者製品の表示に関する実態の把握、それから、消費者製品に関する事故等の整理ということでございまして、その結果、幾つかポイントだけまとめさせていただいております。

殺虫剤等に含まれる成分については、事業者の方々にはアンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。情報整理を行っておりますけれども、182の有効成分のうち既存の関連法令に該当するのは、例えば農取法だと38、薬機法だと——薬事法の改正後の名前ですが——28、家庭用品規制法では2ということで、いずれにも該当しない成分が129でしたということと、それから、自主管理ルールとかガイドラインを作成されている業界団体の方々にご協力いただいて情報収集、整理などもさせていただきました。

それから、こういった化学物質を使用されたさまざまな製品につきまして、製品に表示がされている情報について調査、整理を行っております、例えばいろんな製品分類で特徴が異なっているということでございますけれども、例えば相談窓口、消費者の方々はこちらにコンタクトしてくださいという相談窓口に関する情報については、殺虫剤では高かったと。殺虫剤で90%以上あったけれども、それ以外では20から30%、一方で、注意喚起後の表示については、殺虫剤以外の製品のほうが高かったということ、殺虫剤以外では50から60%、殺虫剤では20から30%だったということでございます。

それから、関係省庁で展開されておられますウェブサイトを通じて、事故の事例等を調査、整理しておりますが、エアゾール製品による事故事例などが多く見られ、また、家庭用品の吸引型の事故に関しては、ピレスロイド系殺虫剤による事故事例が多く見られたということでございます。

以上、ご紹介でございます。

○北野座長 ありがとうございます。それでは、資料4-1、4-2につきましてご質問または意見がありましたらお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ中下さん。

○中下氏 まず、4-1のほうなのですけれども、環境省のお取り組みについてご報告、ありがとうございます。ただ、ご存じのように、先ほどのご説明の中にもありましたが、日本は、一時は非常に大きな世論の盛り上がりがあったのですけれども、その後急に引いてしまいまして、それに比べてEU等の諸国では継続的にずっと研究が進められ、そして、ご存じのとおりだと思いますが、既にもう規制を実施するという段階まで今現実に来ております。最終的な内分泌攪乱作用を有する化学物質は何かということの定義をめぐるいろんな争いがあるようでございまして、まだ実際の実施には至っていないということなのですけれども、規制の枠組みはもう既にできております。そういう状況の中で、この今の環境省の検討状況は、ちょっと余りにも遅いのではないかというのが率直に申し上げた感想です。

そして、大体これはもう環境省だけの問題じゃないのですよ。ほかの省庁はどうかしているのでしょうか。厚労省さんのほうでは、例えば人影響は今回、環境省は余り重点を置いてやっておられません。でも、EUではご存じのように、人の影響、とりわけ子供の発達への影響、これが懸念されて規制に至ろうとしているわけですね。そういうことを考えると、一番重要なこれから産まれてくる子供たちの発達への影響という観点について、規制を念頭に置いて研究をぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、厚労省さんは、きょうは来ておられないのですかね。

○倉持氏 厚労省のほうも毒性評価法の確立などについて厚生労働科学研究費の補助金で研究を継続的に進めているところでございます。

○中下氏 ぜひご発表をお願いしたいと思います。

○倉持氏 まだ具体的な成果物ができているわけではないので、年度、年度の報告書はホームページ等で公表しておりますが、きょうここで具体的な成果として公表できるような内容のものにはまだ至っていないというのが現状でございます。

○中下氏 この問題は、もしEUで規制が始まれば、当然のことながら日本の企業も輸出をしておられるわけですから、関心のあるところだと思うのですね。ですから、なかなか各省庁独自の取り組みはとともゆっくりしているので、ぜひこの政策対話で少し進めるような方向性の議論ができればというふうに思っています。

それから、もう一つ質問なのですけれども、今環境省のお取り組みだけ見ると、依然として

エストロゲンとかアンドロゲンとか、いわゆる本当に内分泌攪乱化学物質というホルモンの関係中心の研究のように見受けられます。ところが、WHOのレポートを読んでおられるから当然おわかりかと思えますけれども、その環境ホルモンの問題は、最初は内分泌攪乱作用でしたけれども、今は免疫系やあるいは脳神経系の発達への影響、ですから、子供への影響が懸念されているわけなのです。そういうところが広がってきているというのは、もう皆さん周知の事実だと思うのですが、相変わらずまだこの研究しかしておられない。

私どもは国立医薬品食品衛生研究所の菅野先生のお話を伺ったところ、シグナル毒性という新しいといいますか、従来の毒性とは異なる受容体を介した毒性というのは、従来の毒性の概念だけではとても語り切れないのだというお話を伺いまして、そういう新しい毒性に対するどのような評価の方法があり得るのか。実はEUでめぐって議論されているのは、まさにそれですよ。定量的なリスク評価でいけるのか、それとも、それでは限界があるのかというようなところをめぐって争われているわけですから、そういう議論は当然日本の国内でももっと科学者も交えて、活発に行われてしかるべきだと思いますので、ちょっと環境省さんももう少しそこを広げるといってもやっぱり考え、そして、国内の世論を少し喚起して、こんなのは社会的な合意形成抜きに新しい規制の枠組みをつくることなんかできません。やはりそういう意味で、こういった場を通じて新しい課題、新しい毒性に対してどう対処していくのかという部分の議論をスタートさせていただきたいなど。これは政策対話の非常に重要な意味ではないかというふうに思っております。

○北野座長 ありがとうございます。何か意見ありますか。

○森下課長 いろいろご意見、ありがとうございます。今回ご報告させていただいた内容は、EXTEND2010に基づく環境省の取り組みということで、生体影響を中心に焦点を置いた内容でございます。ですから、環境省はもちろん人健康について全く知らないというわけでは当然ございません。EXTEND2010もまた改定の時期も迎えておりまして、しっかりいろんな諸外国での動きなんかも把握をして考えていきたいというふうに思っております。

ご紹介があったヨーロッパとかアメリカなんかでもう既に規制の枠組みができているというのは、まさにおっしゃるとおりで、ヨーロッパの中では、複数の法律の中で内分泌攪乱物質についての規制があるので、だからその定義の統一したものをつくらないと次のステップに行けないということで、定義について今議論しているというふうに理解をしております。

いろんな動きがあることも承知しておりますが、WHOのレポートを書かれたリードオナーであるコールテン・キャンプさんの会議で昨年招聘されたときに私も質問させていただいたので

すけれども、コールテン・カンブさんあるいはコールテン・カンブさんと一緒にレポートを書かれている方々のご主張は、基本的には内分泌攪乱化学物質については、ハザードベースで規制をかけるべきだというのが彼らの主張で、要は非可逆的な毒性で、それから、発現する機構が例えばワンヒットだとかいろんな通常のリスクアセスメントでしっかり把握できるものかどうかというようなどころも含めて、彼らはハザードベースでやるべきだというふうに主張しているというふうに承知していますし、実際にそうおっしゃっていました。

一方で、コールテン・カンブさんにお聞きしましたがけれども、それがヨーロッパでのコンセンサスになっているのかというふうにお聞きしましたら、いや、それはコンセンサスではまだないというふうにおっしゃってもおられますし、そういったヨーロッパのいろんなサイエンティフィックな議論というのもしっかり押さえながら、状況を把握していきたいなというふうに思っています。なかなかやはりいろんな議論があって、いろんな考え方がまだあるのが現在の状況だろうというふうに今、捉えております。

○北野座長 ありがとうございます。2010がそろそろ終わるので、その見直しのときにまたぜひ検討したいと思います。ほかに何かありますか。

中地さん、どうぞ。

○中地氏 今のEXTEND2010の概念図のところでは、暴露評価のもとになるものが黒本調査でモニタリングをして、環境中で検出されたものというお話なのですが、それでは、黒本調査の対象物質はどういうふうに絞り込んでいるのかと。ある程度予算があって、毎年新規に調査する物質というのは限られているわけですから、その辺をもう少し、今先ほど中下さんがおっしゃったように、国際的にいろんな形で毒性があるかというふうなことが言われているようなものも含めて、なるべく多くのものを調査対象にすると。ICCM4でも出てくるようなEPPPというふうに言われた薬品なり化粧品で使われているような物質についても、今後調査する必要が出てくると思うので、その辺ちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

○北野座長 よろしいですか。

○森下課長 ありがとうございます。最後にあった医薬品の件については、今ちょうど国際的に議論があるところですがけれども、現状国内ではいろいろ既にレポートがかなり出てきていて、日本の場合は、結構関心が出てくると調査もされるということがあって、今のところ環境中のレベルというのはかなり低いものであるというふうには承知をしております。もちろん常に注視しながら状況はウォッチしていかないといけないと思っておりますけれども、国によってまた取り扱いが違うようなところもあるのかもしれませんが、国内で今のところ得られた情報だ

と、それほど高いレベルで検出されているものではないのではないかなというのが現状の認識でございます。

もう一つ、黒本をしっかり調査対象を考えてねということなのですが、ちゃんとしっかりリスク評価に結びつけることができるようにしっかり考えていきたいと思っています。1点、農薬みたいなものはいつサンプリングしたデータで代表性があるのかというのがやっぱりあって、なかなかこの黒本の環境調査の中に入れ込むのが実はかなり難しいというところも実はありまして、余りそういうこともあって対象にはしていません。一方で、エコチル調査みたいなものもございますので、そういったものの進展もまた見ながら考えていきたいと思っております。

○北野座長 ありがとうございます。4-1、4-2につきまして、ほかに。

橋高さん、どうぞ。

○橋高氏 環境ホルモンについては、まだわからないこともたくさんあるのでということですが、殺虫剤のほうは、もう明らかに毒性がわかっていると思いますので。資料4-2を見ますと、結局50以上も農薬取締法あるいは薬機法で規制されている成分について、同じ化学物質でも使用目的が異なる、使用の場面が異なるというだけで一切規制がないという状態になっているのは、やはりすごく大きな問題なのだなということをこの調査結果を見て改めて感じました。この結果をどういうふうに関後規制に生かしていかれるご予定なのかということをご聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、この前の平成18年度にも同様の調査をされているということなのですが、そのときには成分別出荷量も調査をされて公開されていたというふうに聞いております。ちょっと私自身は、その前の調査結果を拝見できていないので具体的なことはわからないのですが、今回の平成26年度の調査では、成分別出荷量については一切記載されておりませんが、これは調査をされたけれども、公表されていないということなのか、何らかの理由で調査項目から外されたということなのか、その点についてもお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○北野座長 お願いします。

○森下課長 2年間調査してまして、2年間の調査報告書はウェブサイトには載せていますので、ぜひご覧いただければと思います。第1ステップを踏んで第2ステップということで調査してきてまして、被らないようにしたということもちょっとあるのだと思いますが、調査対象については、1年目の調査と2年目の調査で分けているというふうに理解いただけるとありがたいかなと思います。

○橘高氏 成分別出荷量がなくなったという18年の調査のことを申し上げました。

○中下氏 18年ですよ。もっと前、18年にやっている。やっただけで、それも終わっています。

○橘高氏 すみません、あともう一点、殺虫剤の規制についての方向性についてもぜひご意見をお願いします。

○森下課長 関係省庁とも意見交換をさせていただきながらということかなと思っております。

○北野座長 はい。

○中下氏 調査いただきまして本当にありがとうございました。それで、今後の課題に挙げていただいて、この調査が入ったというふうに思いますので、一步前進かなというふうに思っております。

この調査の中で、いろんな団体ヒアリングあるいは専門家ヒアリングもなされていて、それから、事故情報についても事故事例とかそういったものも報告をされております。先ほどもありましたように、家庭用品の吸引事故の中では、やっぱりずっとトップなのですね、この殺虫剤が。という状況もあって、やっぱりこれだけ被害が発生しているのですから、ぜひ規制の方向でお考えいただきたいなど。ここにおいでになる農水省、環境省、関係する省庁がおりかと思えますけれども、環境省ばかり責めているわけじゃなくて、ほかの省庁とご一緒にともかく国民の健康を守るという観点で一步進めていただきたいと。

この専門家の中には、先ほど橘高委員がおっしゃったようなやっぱり農薬取締法と薬事法にかからないのがあって、何の規制もかかっていないのは問題だと、化審法は一応あるのですけれども、そういうようなご発言もありますし、さらに日本化学品輸出入協会さんのヒアリングでも化学物質管理制度の一元化が必要じゃないかと。どうしても事故の対応がおくれるのは縦割りになっているせいじゃないかというようなことで、このようなご発言もあるようでございまして、産業界も決して反対しているわけではないかと思っておりますので、ぜひどなたかがともかくリーダーシップを発揮していただかないと、各省庁なかなかここはうちがやりますと言えないところがあるかと思っておりますので、この政策対話はそういうところでは、とてもいい機会だと思っておりますので、私たち消費者からすると、ぜひここは話し合っていていただいて、早急に健康を守るための規制の実現に向けてもう一步踏み出していきたいというお願いでございませう。よろしく願いいたします。

○北野座長 ありがとうございます。今年度はICCM4に向けた準備がありますので、それに集中していかざるを得ないと思うのですけれども、次年度以降、政策対話のテーマの一つとして

ぜひ記録しておいて、していきたいと思っています。

井上さん、どうぞ。

○井上氏 特にお返事は要らないのですけれども、聞いていて非常に私は内心じくじたる思いで聞いているのですが、SAICMの2020年目標の基本的な考え方と行政のあり方という問題が何か矛盾しているような気がしてしょうがないのですね、今聞いていて。2020年目標をなるべく危険性を最低限に抑えようというみんなの国際的な合意なわけでしょう。環境ホルモン物質の問題もしかり、あるいは農薬の問題もしかり、行政のあり方というのは、安全が確認されるまでは使ってよろしいという考え方を前提とするならば、この2020年目標なんていうのは、何一つ達成できないと私は感じるのですね。

少なくとも疑わしきは罰するという考え方が基本的な行政の方向性として出てこない限りは、幾ら議論しても前に進まないのではないかと。実験を積み重ねて、10年、20年実験を重ねて、やっと危険性がわかったといった段階にもう既に人間の体には大変蓄積されてきてしまうというのは、今までの公害の歴史の中ではっきりしているわけですよ。そういう経験を踏まえているならば、少なくとも最低限利益原則を守っていただきたい。利益の考え方を我々がまず基本に置くということで議論を進めていっていただきたい。それに行政はできるだけそっちの方向に向けた行政手法をとっていただく、そういう考え方で議論されないと、何かすれ違いになってしまう。虚しいですよ。そんなところに何回も何回も来て議論するのは。私はそんな感じが今聞いていて聞きましたので、今後の議論として、そういう方向でひとつ皆さんの合意をとっていただきたいと。

○北野座長 ありがとうございます。この政策対話でも予防原則をどう考えるかというのを一度テーマとしたのですが、なかなか意見の幅が大きくて、一回の議論ではコンセンサスにいかなかったわけですね。ちょっとそれを今後どう進めていくかというのも一つの政策対話のテーマとしては残っておりますので、その辺も検討していきたいと思います。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

そうしますと、一応これで予定した4つの議題は終わったのですが、全体で最後に議題1、特に進捗状況の資料、それから、見直しの方向とかいろいろあったのですが、全体を通して特にこの場でご意見がありましたら最後にお伺いしたいと思います。もしなければ、またお帰りになった後、気がついた点がありましたら、事務局のほうへメールを出していただければ、また検討させていただきます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで進行を事務局にお戻しします。

○事務局 北野先生、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから3点ご連絡をさせていただきます。

まず1点目につきましては、今回議論し切れなかった内容、ご意見につきましては、1週間後の5月29日金曜日ぐらいをめぐりに事務局までメールでご送付いただけますと幸いです。

2点目でございます。次回の政策対話は、先ほどスケジュールにもありましたとおり、8月から9月ごろを予定しております。また日程調整につきましては、改めて調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

3点目、本日は一般傍聴の皆様アンケート用紙を配付しておりますので、お忙しいところかとは存じますが、ぜひご記入いただきまして、受付のほうまでご提出いただけますと幸いです。

それでは、以上をもちまして、第7回化学物質と環境に関する政策対話を終了させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

○北野座長 どうも長時間、ありがとうございました。

午後3時43分閉会